

第34回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成28年7月15日午後3時から午後5時まで

2 場所

京都地方裁判所会議室

3 出席者

(委員)

川崎友巳，神田尚子，木村真子，塩田展康，寺井友秀，内藤和世

三木澄子，村上和也，村上正治，藪内直治，小林務，古賀栄美

石井寛明，神山隆一

(事務担当者等)

新見雅信，山田浩子，伊藤博文，吉田義一，石田一樹，福島広之

田和由一，松永雅典，塩田雷太，磯部叔浩，後藤卓司

4 議題

裁判所の防災について

5 議事

(1) 開会

(2) 委員異動報告及び新任委員挨拶

(3) 新委員長選出等

ア 委員長の選任

委員の互選により，石井寛明委員が委員長に選出された。

イ 委員長挨拶

ウ 委員長代理の指名

委員長は，神山隆一委員を委員長代理に指名した。

(4) 議事

ア 裁判所の防災について説明

イ 意見交換

《発言者：■＝委員長，○＝委員，□＝事務担当者等》

■ 裁判所の防災計画について御説明させていただいたが，利用者を安全に迅速に避難させるためにどのような準備をしておくべきか，当庁の防災計画に足りないものはないか，各委員の勤務先等での防災対策等について，意見交換をさせていただきたい。

○ 私の勤務先では，全店舗で年に2回，各フロアでは毎月避難訓練を行っている。また，京都店では，従業員用に2000人分，帰宅困難者用に2000人分の合計4000人分の3日分の非常食を備蓄している。震度5以上の地震が起こった際には，各従業員に自動的に安否確認のメール等が送信されるシステムが導入されている。震度3以上の地震が起こった際には，被害状況を確認して，本社に報告する態勢となっている。

災害時の課題として、①緊急地震速報に関する外国人への対応、②帰宅困難者への対応（防犯、防災上の対応の問題）、③けが人への対応があげられる。

- 裁判所において近隣の方の一時的な避難者を受け入れる態勢はあるのか。
- 一時的に避難されてきた方のため、3日間程度の水や食糧の備蓄は用意している。
- 熊本の震災の教訓として、断水時のトイレの水が困ったという話があった。電気や飲み水は相当程度備蓄していても、トイレの水は備蓄していないのではないか。また、避難所ではスマートフォンの充電をするためのチャージャーやコンセントの不足が問題となったと聞いている。

当社では、休日や夜間に大きな地震が発生した際には、メールかインターネットで職員の安否確認をする態勢となっているが、裁判所ではどのような態勢となっているのか。

- トイレの水については、災害用備品として、水のいらない簡易トイレを用意し、消費期限の過ぎた飲み水を一定程度備蓄している。

安否確認については、当庁では、災害時用のパソコンを1台用意し、全職員が災害時に安否確認のメールを送信する態勢を構築している。

- ①火災が発生した際の対応として、消防ポンプはあるか。②夜間の避難誘導態勢はどうなっているか。蛍光テープなどで避難者を非常口へ誘導す

るような工夫はないか。③京都でマグニチュード8クラスの大震災が発生した場合、水害が発生する可能性があるが、そのような観点から対策をとっているか。

- ①屋内消火栓は各階に備えられている。②非常誘導灯はあるが、その他に夜間の避難誘導のための工夫はしていない。③執務室で保管している記録については、なるべくロッカーの上の方に置いたり、2階以上の階に置くなど、想定される水害の規模を確認した上で、記録の保管をしている。
- 一時避難者の受け入れをした際の情報管理は大丈夫なのか。
- 原則として、事件記録等の情報に触れない空間に避難していただくことになると思われる。万一、執務室等に入室しても、執務記録等は、必ずロッカーに入れて施錠して退庁することになっており、一般の来庁者が来られてもすぐに目に触れるようなことにはならないと考えている。
- 当社では水害対策として、記録等を紙ではなく電子データ化することを進めた。
- 裁判所では、記録はまだ紙で保管することになっており、すべてを電子データ化することは難しい。
- 来庁者や職員の避難誘導も大事であるが、やはり建物がちゃんと地震に耐えられることが大事である。裁判所が毎年公表している裁判所施設の耐震性に係るリストを見てきたのだが、京都地方裁判所の庁舎の耐震性は高

く、耐震性が低かった福知山、舞鶴及び宮津の支部は改修された。しかし、耐震性が低い園部支部と京丹後簡裁はまだ改修されていないので、早期に改修をしていただきたい。

次に、最高裁判所の首都直下地震等対応業務継続計画と比べて、京都地方裁判所の業務継続計画はどう違うのか教えてもらいたい。

- 庁舎の耐震改修計画については、予算状況は厳しいが、上級庁と協議して実現したいと考えている。特に、園部支部の耐震改修計画については、近い時期に実施できるよう努力しているところである。

京都地方裁判所の業務継続計画については、最高裁の業務継続計画等を参考に、保管金の受入れや、庁舎の損壊状況の確認、非常参集要員の参集など、マニュアルに基づいた訓練を実施し、そのマニュアルが使えるのかどうかの検証作業を重ねているところで、見直しを進めている段階である。

平成26年度の例では、民事部と京都簡裁で被災時に想定される窓口の設営と受付、刑事部では災害時を想定した手作業による勾留更新事務、総務課では緊急時の当直員の確保、経理課では庁舎損壊の確認の手法、出納課では保管金の受入れ事務などの訓練を実施した。それぞれの分野ごとにマニュアルがあり、訓練でこれらを検証して見直しを進めている。

- まず非常参集要員である。裁判所の近くに住んでいて、裁判所に歩いて登庁できる裁判官と書記官を確保する必要がある。登庁した者が庁舎の安

全を確認し、急ぐ事務はすぐに対応できるような態勢を整える計画はできているが、実際に機能するかどうかは別の問題である。これから訓練を積み重ねながら、見直しを進めていく必要がある。

大規模地震の際の対応としては、時効のように一定の期間が経過することで権利義務に影響を与えるようなものについては、特別の措置をとるために法律上の手当がされることもある。現場としては、緊急性や必要性に応じた訓練を積み重ねることが重要である。

- 先ほど災害時に着用するヘルメットを被ってみたが、実際にどう組み立てるのか分からなかったので、被る訓練も必要と感じた。また、ヘルメットの置き場所が一般の来庁者には分からない場所にあるようなので、緊急時、すぐに使用できるような場所にも備える必要がある。
- 当庁では、来庁者用として、各階に備え付けており、災害時は備付場所に職員が取りに行き、配布することになっている。また、職員は総合防災訓練において、ヘルメットを被って避難するので、ヘルメットを被る訓練も実施し、来庁者の方に組立方法を教えることになっている。
- 裁判所には、被告人や被疑者も来ていると思われるが、大規模地震が発生し、危険が生じる可能性がある場合、訓練の中でどのように対応するのか。また、検察庁の留置の関係について、拘置所とどのようなやり取りをしているのか。

□ 被告人や被疑者については、関係機関と避難訓練を計画しているところである。まず、法廷においては、避難通路の確保ができるまでの間は裁判官が指示を出すので、関係機関はその指示に従って避難をするといった連携を考えており、検察庁及び府警本部等との協議会の中で、災害時における緊急連絡時の窓口の確認は既にできている。

○ 訓練は何回も必要と思われる。裁判所は訓練を年に何回やっているのか。

□ 庁全体で実施する全体の総合防災訓練は年1回であるが、自衛消防組織の各担当や民事部、刑事部、京都簡裁などの各部署での訓練を実施しているので、少なくとも年6、7回は実施している。

○ 全体の総合防災訓練は庁内の職員だけなので、一般の方が一緒に参加するとか、地域の方や自治会の方などと一緒にする訓練はしていないのか。

□ 当庁で実施する訓練ではないが、中京区主催の防災訓練に、裁判所の職員が参加したこともある。

■ 一般来庁者を含めた訓練を実施するのは難しいので、職員が一般来庁者の役をし、法廷でも傍聴人の役をする職員を決めておいて、その人たちを安全に避難誘導するにはどうしたらよいかといった訓練をしている。

当庁には、民事部や刑事部など仕事の異なる各部署があり、例えば刑事部であれば、裁判員候補者待機室があって、これから裁判員等に出られるかどうかという方々が集まっておられることもある。部署ごとで全く状況

が違うので、全体で訓練をしようとする、法廷を一時中断するといったことも考えないといけない。裁判に対する影響を少なくするには、部署ごとで実施した方が効率的である。

- 京都府では、自助、共助、公助の中で、どういった事が必要なのか条例で制定する方向で審議をしている。訓練に関しては、どれだけの職員が実際に公務をこなせるのかといった意味で、徒歩で30分以内に何人の職員が参集できるかといった参集訓練を、朝の場合、夜の場合に分けて行っている。また、備蓄品では、小さい子供、妊産婦及び女性特有の備品も必要である。

- 当庁では、子供や女性特有の備蓄品は現在揃えていない。

- 検察庁では年に数回、火災等を想定した避難訓練を実施している。

業務継続に関しては、必ず毎日しないといけない業務があるので誰が登庁できるのかといった把握は確実にしている。年度当初には、誰がどこに住んでいて、どれくらいの時間で登庁できるのかといったことを把握し、かつ、職員間で連絡を取れるようにしている。

また、地震発生を想定し、家族が無事かどうか、建物が大丈夫かどうか、出勤できるかどうかの安否確認の訓練も実施している。

- 裁判所の安否訓練も同様である。

- 学校の場合は、避難誘導する対象者が生徒や児童であるということで、

はっきりしている。名前も分かる。それとは違って、全く誰か分からない人を避難誘導することになると、避難誘導する裁判所の職員は、同じような服装で、同じヘルメットを被っているのです、誰が班長なのかも分からない。

一般の人からみれば、自衛消防隊の組織すら分からないので、腕章を付けるなどして分かりやすくするのが良いと思う。

起震車体験、消火器の訓練も良いとは思いますが、ジャッキアップなどを実際に使ってみても良いのではないかと。実際に取扱いに慣れるような訓練を試みると良いと思う。

- 備蓄品の食品関係については賞味期限があるが、裁判所では有効利用はされているか。
- 賞味期限が迫っている食品に関しては、職員の備蓄品の配布訓練を兼ねて職員に配布し、今後の調達計画の参考のために実食してもらいアンケートをとった。
- トイレの水の話が出たが、鴨川がすぐ近くにあるのでポリタンクとリヤカーがあれば、水を汲みに行けるのではないかとと思うので、検討されてはどうか。
- 医療関係者の立場で発言させていただくが、防災には2つの部分がある。1つは、大地震のような大規模災害。もう1つは、小さな緊急事態の発生

がある。例えば、裁判所で、BLS（一次救命処置）の講習を職員に受講させているか。救える命は救っていかないといけない。救える命を失ってはいけない。これが第一である。

例えば、裁判所の中で突然人が倒れた場合、救命処置が職員の皆さんにできるのかどうか。119番すればいいで済まない話である。裁判所にはAEDが設置してあるが、AEDを職員が使えるか。是非ともAEDの取扱いも含め、一次救命処置を全職員ができるようになることも考えていただきたい。

東日本大震災の後、主な医療機関は事業継続計画（BCP）を策定した。事業継続計画の根幹を作り、シミュレーションして、本当にそれでいけるのか、しっかり確認作業を行う必要がある。医療機関ではサーバーを二重化する、遠隔地へサーバーを持って行くといったことを実際に行っている。

いずれにしても、組織的に対応することと、たゆまない訓練が一番大事になってくる。

□ 昨年、消防署の方に来ていただいて、まさにAEDの救命処置の訓練を本庁で行った。今年も実施計画を策定している。

■ 本日は、それぞれの立場から貴重なお話をたくさん頂いた。裁判所としてもこれからの対応を検討し、実行できる取組みから実行していきたい。

ウ 次回のテーマ

犯罪被害者等保護制度及び被害者参加制度について（仮称）

エ 次回開催日

平成28年12月8日（木）